

03201

岩手県

盛岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
盛岡市工場等設置奨励条例	H4.4	○工場等の新設の場合 ①市内居住新規雇用者 10人以上 ②投下固定資産額 5,000万円以上	雇用奨励金 ○市内居住新規雇用者1人につき 20万円 ○2,000万円を限度
		○工場等の新設の場合 (市の産業支援施設使用者) ①市内居住新規雇用者 5人以上 ②投下固定資産額 2,500万円以上	
		○工場等の拡充の場合 ①市内居住新規雇用者 5人以上 ②投下固定資産額 2,500万円以上	雇用奨励金 ○市内居住新規雇用者1人につき 10万円 ○2,000万円を限度
盛岡市工場等新設拡充促進事業補助金交付要綱	R2.12	○工場等の固定資産投資に対する補助 ①固定資産投資額 2,000万円以上	新設拡充補助 ○当該固定資産税相当額 (一部業種は9割相当額) ○3年度分を限度 ○特定区域における産業の活性化に関する条例(岩手県条例)の適用を受ける者は5年度分(4、5年度目は5割相当額)
	R2.12	○市内に工場等を新設しようとするもので、以下の全ての要件を満たす事業者 ①対象区域内に工場等を新設する製造業、ソフトウェア業、又は自然科学研究所であること ②固定資産投資額が1億円以上であること ③新規雇用者が製造業にあつては10人以上で、かつ、最終計画が20人以上、製造業以外にあつては5人以上であること ④新設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策が取られていること	企業立地補助金 ○固定資産投資額の10/100以内 ○3億円を限度
盛岡南新都市産業等用地企業立地促進事業補助金交付要領	H18.7 H22.3改正 H24.6改正	○盛岡南新都市産業等用地内に工場等を新設、増設、又は移転しようとするもので、以下の全ての要件を満たす事業者 ①産業等用地内に工場等を新設又は移転、拡充する製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、環境計量証明業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、非破壊検査業、デザイン・機械設計業、エンジニアリング業等、その他研究開発を行う事業で市長が適当と認めたもの	企業立地補助金 ○固定資産投資額の10/100以内(新設の製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所は15/100以内) ○1.5億円を限度(新設の製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所は3億円を限度)
盛岡市情報関連企業立地促進事業補助金交付要綱	R3.6	○コンタクトセンター事業、ニュービジネス事業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング、シェアードサービス、バックオフィス等)を営む者で下記要件を満たす者 市内居住新規雇用者 20人以上 (操業開始後3月以内に雇用される者に限る) ※通信回線使用料補助、事業所賃借料補助は、いずれかを選択すること	雇用奨励金 ○新規雇用者1人につき 20万円 ○上限 2,000万円 通信回線使用料補助 ○通信回線使用料の1/2相当額を3年度間 ○単年度の上限額 500万円 事業所賃借料補助 ○事業所賃借料の1/3相当額を3年度間

			○単年度の上限額 500 万円
		○ソフトウェア業を営む者で下記要件を満たす者 市内居住新規雇用者 3人以上	事業所賃借料補助 ○事業所賃借料の1/3相当額を3年度間 ○単年度の上限額 500 万円
盛岡市道明地区新産業等用地企業立地促進事業補助金交付要綱	R4.3	○対象業種(製造業, ソフトウェア業, 自然科学研究所, 環境計量証明業, 情報処理サービス業, 情報提供サービス業, 非破壊検査業, デザイン業, 機械設計業, エンジニアリング業, その他研究開発を行う事業)で市長が認めたものの工場等の新設の場合 ①市内居住新規雇用者 5人以上(製造業にあつては10人以上かつ最終計画20人以上) ②投下固定資産額 1億円以上	企業立地補助 ○固定資産投資額の10/100(リーディング産業(食料品製造業, 金属製品製造業, ソフトウェア業, 情報処理サービス業及び情報提供サービス業)は15/100)以内 ○1億5,000万円(リーディング産業は3億円)を限度
		○ヘルステック事業(対象業種のうち, 先端的な技術を活用した医療, 介護, 健康増進等のための機械器具, 医薬品, ソフトウェア等の製造又は研究開発を行う事業)にかかる工場等の新設の場合 ①市内居住新規雇用者 1人以上又は雇用者数維持かつ生産性向上10%以上 ②投下固定資産額 1億円以上	企業立地補助 ○固定資産投資額の20/100以内 ○3億円を限度
		○ヘルステック事業又はリーディング産業にかかる工場等の拡充又は移転の場合 ①市内居住新規雇用者1人以上又は雇用者数維持かつ生産性向上10%以上 ②投下固定資産額 1億円以上	新設拡充補助 ○固定資産投資額の20/100(リーディング産業は10/100)以内 ○3億円(リーディング産業は1億5,000万円)を限度
		○ヘルステック事業又はリーディング産業以外の対象業種の工場等の拡充又は移転の場合 ①市内居住新規雇用者5人以上(製造業にあつては10人以上かつ最終計画20人以上) ②投下固定資産額 1億円以上	○固定資産投資額の10/100以内 ○1億5,000万円を限度
		○ヘルステック事業又はリーディング産業以外の対象業種工場等の拡充又は移転の場合 ①市内居住新規雇用者1人以上又は雇用者数維持かつ生産性向上10%以上 ②投下固定資産額 1億円以上	○固定資産投資額の5/100以内 ○1億5,000万円を限度

03202

岩手県

宮古市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
宮古市工場等設置奨励条例 市指定地域		課税免除	固定資産税	3年間	
新設	2,500				—
増設	1,500				—

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮古市工場等設置奨励条例	H17.6	①投下固定資本総額 新設 2,500 万円以上 増設 1,500 万円以上 ②雇用従業員 新設 3人超 増設 1人超 ③工場適地、工専、準工業地域又は市長が適当と認める地域に立地した者	雇用奨励金 ○1年以上雇用された者1人につき 20 万円(市民新規常用雇用) ○交付限度額 新設 5,000 万円 増設 1,000 万円 利子補給 ○工場設置に要する借入金(3億円限度)の利率が岩手県企業立地促進資金貸付利率か、実際の借入利率の低い利率 ○期間 3年
宮古市企業立地補助金交付要綱	H17.6	新設 ①固定資産投資額 2,500 万円以上1億円未満の場合、市民新規常任雇用 3人以上 ②固定資産投資額1億円以上の場合市民新規常用雇用 5人以上 増設 ①固定資産投資額 1,500 万円以上1億円未満の場合、市民新規常用雇用 1人以上 ②固定資産投資額1億円以上の場合市民新規常用雇用 5人以上 移転 ①固定資産投資額 1,500 万円以上で市民新規常用雇用1人以上 新設・増設・移転共通要件 ①移転する工場の公害防止に関し、必要な対策が取られていること ②工場適地、工専、準工業地域、岩手県が造成した工場等用地の区域又は市長が適当と認める地域に立地した者 その他 宮古市市営建設工事請負資格者名簿に登載され本市に本社を置く企業が当該工場等を建設する場合	企業立地補助金 ○新設・増設の場合 土地、建物、機械設備等取得費の 30/100(3億円限度) ○移転の場合 土地、建物、機械設備等取得費の 10/100(3億円限度) ※特例 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けている場合。 ○土地、建物、機械設備等取得費の 30/100 以内(ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれか低い額が限度。(ア)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付申請額と採択を受けた額の差額に相当する額、(イ)補助対象経費の 30/100 以内の額、(ウ)3億円)

			土地、建物、機械設備等取得費の 10/100 を加算 (加算限度額5千万円)
--	--	--	---

(補助金、奨励金等の対象業種(※日本標準産業分類))

農業、林業のうち耕種農業(施設園芸及び植物工場に限る。)
漁業のうち水産養殖業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業(バイオマス発電に限る。)
情報通信業
運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業
卸売業、小売業のうち卸売業
学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所
サービス業(他に分類されないもの)のうち、機械等修理業

03203

岩手県

大船渡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,500	○製造業(雇用要件なし) ○運輸業、卸売業、その他サービス業新設5人以上、増設2人以上	課税免除	固定資産税	3年間
【特定区域における産業の活性化に関する条例(岩手県条例)の特定区域】 新增設 5,000	○製造業5人以上	課税免除	固定資産税	5年間 (4・5年目は1/2相当)
【地域未来投資促進法】 ○新增設 10,000(農林漁業及びその関連業種は5,000) ○承認地域経済牽引事業者 ○市内の重点促進区域	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 ○本社機能の移転・拡充に伴う新增設3,800(中小事業者等1,900) ○地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者 ○市内の地方活力向上地域	—	【移転型】 課税免除 【拡充型】 不均一課税	固定資産税	3年間
【復興特別区域法】 ○新增設 下限なし ○県や市の指定事業者 ○市内の復興産業集積区域	—	課税免除	固定資産税	5年間
【過疎地域特別措置法】 ○新增設 500 ○製造業、情報サービス業等 ○市内の産業振興促進区域	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉 ○URL <https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/kouwan/1610.html>

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大船渡市企業立地奨励条例	H15.3	○製造業、運輸業、卸売業、その他サービス業 ①新規雇用者数 新增設 5人以上を1年以上雇用 ②投下固定資産額 2,500万円以上	雇用奨励金 ○新規雇用者1人につき20万円 ○限度額 新設 5,000万円 増設 1,000万円
		○製造業、運輸業、卸売業、その他サービス業 ①新規雇用者数 製造業(雇用要件なし) 運輸業、卸売業、その他サービス業 新設 5人以上 増設 2人以上 ②投下固定資産額 2,500万円以上	利子補給金 ○借入金の限度額を3億円とし、利子を補給 ○期間 3年 ○利率 1.8%以内
		○製造業、運輸業、卸売業、その他サービス業	土地・工場等賃借料助成金 ○賃借に要する費用について、助成

		①新規雇用者数 製造業(雇用要件なし) 運輸業、卸売業、その他サービス業 新設 5人以上 増設 2人以上 ②償却資産の取得価格総額 1,000万円以上	金を交付 ○期間 3年
大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例	H15.3	○「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(国)」(以下「津波補助金」)の実施期間中においては、津波補助金の採択を受けること ○津波補助金の採択を受けない場合、下記のとおり ①立地場所 工場立地法における工場適地等 ②業種 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、運輸業、卸売業、その他サービス業 ③新規雇用者数 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 新增設 5人以上 運輸業、卸売業、その他サービス業 新設 20人以上 増設 10人以上 ④固定資産投資額 新設 5,000万円以上 増設 1億円以上	○津波補助金の採択を受けた場合、次のいずれか低い額(限度額3億円) ①補助金交付申請額と採択された補助金額の差額に相当する額 ②事業費の10分の2に相当する額 ○津波補助金の採択を受けない場合、本社機能の場所や雇用人数に応じて、固定資産投資額の20分の1から10分の3に相当する額(限度額1億5千万円又は3億円)

03205

岩手県

花巻市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【指定地域】 対象:製造業等 新增設:2,500万円以上	新 設:5人以上 増 設:2人以上	課税免除	固定資産税	新設:3年間 増設:2年間
【特定区域】 対象:製造業 新增設:5,000万円以上	新增設:5人以上	課税免除	固定資産税	3年間免除か つ2年間税率 二分の一
【地域未来投資促進法】 対象:製造業等 地域:花巻市内全域 要件:①岩手県から地域経済牽引事業計画 の承認を受けること ②国から先進性等の確認を受けること	—	課税免除	固定資産税	3年間
【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】 対象:製造業等 地域:市の過疎地域(旧大迫町、旧東和町) 要件:業種や資本金額等によって要件が異なることから、詳細についてはホームページをご確認ください。	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 対象:製造業等 地域:花巻市内の地方活力向上地域 要件:・本社機能の移転・拡充に伴う新增設 3,800万円以上(中小企業者等1,900 万円以上) ・地方活力向上地域等特定業務施設 整備計画の認定を受けること	常時雇用従業員5 人(中小企業者等2 人)以上増加	移転型:課税免除 拡充型:不均一 課税	固定資産税	3年間
【中小企業等経営強化法】 地域:花巻市内全域 対象:資本金1億円以下の法人、従業員数 1,000人以下の個人事業主等のうち、先 端設備等導入計画の認定を受けた者(大 企業の子会社等を除く)。 対象設備:認定経営革新等支援機関の確認を 受けた投資利益率5%以上の投資計 画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価 格)】 ① 機械装置(160万円以上) ② 測定工具及び検査工具(30万円以上) ③ 器具備品(30万円以上) ④ 建物附属設備(60万円以上)	—	課税軽減①賃 上げ表明あり (1/3に軽減) ②賃上げ表明 なし(1/2に軽 減)	固定資産税	①賃上げ表明 あり 4年間又は5年 間 ②賃上げ表明 なし 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
花巻市企業立地促進利子補給要綱	H18.1	○岩手県企業立地促進資金を借り受けて、市内に工場等を新增設する者	利子補給 ○補助金額:融資額3億円を限度に、

			対象区域に応じた貸付利率の範囲内 ○補助期間:貸付を受けた日から3年間
花巻市企業立地促進奨励事業補助金交付要綱	H18.1	○対象業種:製造業、ソフトウェア業、運送業 ①通常タイプ 投資額:1億円以上 新規雇用者数:10名以上 ②要件緩和タイプ 投資額:5,000万円以上 新規雇用者数:5名以上 ③投資・雇用拡大タイプ 投資額:15億円以上 新規雇用者数:40名以上 ④増設タイプ 投資額:2,500万円以上 新規雇用者数:2名以上	企業立地補助金 ○補助対象経費:土地、家屋、償却資産の取得に要する経費 ①通常タイプ 補助率:補助対象経費の1/10以内 上限額:3億円 ②要件緩和タイプ 補助率:補助対象経費の1/10以内 上限額:1億円 ③投資・雇用拡大タイプ 補助率:補助対象経費の2/10以内 上限額:6億円 ④増設タイプ 補助率:補助対象経費の1/10 上限額:5,000万円
		※本社機能の移転・拡充と併せて工場等の 増設を行う場合 ○対象業種:製造業、ソフトウェア業 ①新設 投資額:5,000万円以上 新規雇用者数:5名以上 ②増設 投資額:1億円以上 新規雇用者数:10人以上	①新設 補助率:補助対象経費の1/10以内 上限額:3億円 ②増設 補助率:補助対象経費の1/10以内 上限額:3億円

※各種制度の詳細については、花巻市企業立地ガイド(以下 URL)よりご確認ください。

<http://www.iphc.jp/invite/preference/index.html>

03206

岩手県

北上市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【地域再生法】 区域:市内工業団地 ○本社機能の移転・拡充に伴う新增設 投下固定資本額:3,800 (中小企業者等は1,900) ※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が必要	常時雇用従業員5人(中小企業者等2人)以上増加	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北上市企業立地促進補助金交付要綱	H15.7	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①土地購入費、工場等建設費、機械設備費への投資額総額1億円以上 ②新規雇用者10人以上かつ最終計画20人以上 ③企業認定後3年以内の操業を条件とし、その後1年以内に申請	補助金 工業団地等への工場等新設に要した経費の一部を補助するもの ○投資経費総額の1/10以内に相当する額 ○3億円を限度
北上市企業設備投資奨励補助金交付要綱	H15.6	○製造業、運送業、卸売業 ①新設及び増設に係る設備投資総額3,000万円以上 ②新規常用雇用者5人以上	補助金 工業団地等に立地した企業が設備投資した場合、固定資産税相当額を3年間補助するもの ○新設及び増設に係る固定資産税に相当する額 ○課税初年度から3年間(土地は取得後1年以内に工場等建設に着工した場合に限る) ※投資要件により補助額上限有

03207

岩手県

久慈市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新規設(製造業)	2,500	課税免除	固定資産税	3年間
新規設	5,000	課税免除及び 不均一課税 (税率 1/2)	固定資産税	課税免除 3年間 不均一課税 2年間
県条例に基づく特定区域 (久慈地区拠点工業団地、久慈港半崎工業区域、久慈港諏訪下工業区域、長内工業区域:H23.3.31)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進事業 費補助金交付要綱	H18.3	国が実施する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」(以下「津波補助金」という。)に採択された事業を行う企業	○立地奨励補助金 津波補助金に応募した事業計画に係る補助金申請額と採択を受けた補助金の差額に相当する額、事業費の 3/10 に相当する額又は3億円のうちいずれか低い額以内の額 ただし、久慈地区拠点工業団地に立地する場合は用地取得経費から、用地取得にかかる補助金を控除した額の 2/10 に相当する額を更に加算(通算限度額は5億円を超えることができる)
		工場地域等の場所に新規設し、又は増設する企業 【新規設及び増設の要件】 ・固定資産投資額が 5,000 万円以上1億未満の場合、新規常用雇用者の数が3人以上増加すること ・固定資産投資額が1億円以上の場合、新規常用雇用者の数が5人以上増加すること	○立地奨励補助金 補助対象経費の 3/10 相当する額以内の額。ただし、認定企業が地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 17 条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、平成 30 年3月 31 日までに同条第3項の規定による知事の認定を受けた場合にあっては、当該経費の 4/10 に相当する額以内の額 ただし、久慈地区拠点工業団地に立地する場合は用地取得経費から、用地取得にかかる補助金を控除した額の 2/10 に相当する額を更に加算(通算限度額は3億円とする)
起業・立地奨励補助金	H18.3	工場又は特定事業所を新規設し、又は増設する場合に土地又は建物の賃貸借する企業 【要件】 ・新規常用雇用者の数が2人以上増加	工場等の賃貸借に要する経費の 1/2 に相当する額 ただし、新常用雇用者の数に応じた1月あたりの限度額を次のとおりとし、最大 24 箇月を限度

		<p>すること</p>	<p>【1月あたりの限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人未満 5万円 ・5人以上 10人未満 10万円 ・10人以上 20人未満 20万円 ・20人以上 30人未満 30万円 ・30人以上 40人未満 40万円 ・40人以上 50万円
<p>広域連携雇用促進 補助金交付要綱</p>	<p>H21.8</p>	<p>久慈市、洋野町、野田村及び普代村の長が当該町村の区域内での企業の立地の促進に係る補助金を交付するために認定した企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6箇月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき、5万円以内の額を補助 ・新規常用雇用者の出身市町村が補助

03208

岩手県

遠野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈事業所設置奨励条例関連〉				
新設 1,000 ※投下固定資本総額又は従業員数が適用基準を満たしていれば可	資本金、業種により異なる(別表参照)	課税免除	固定資産税	5年間
増設 1,000 ※投下固定資本総額と従業員数どちらも適用基準を満たす必要あり	資本金、業種により異なる(別表参照)			
現に存する市内事業所への本社移転 ※新設・増設に伴う本社移転の場合は、上記新設・増設の基準を満たす必要あり	本社移転 2 ※従業員は市外からの転勤者も可			
〈過疎減免〉				
製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業、旅館業(下宿営業を除く)		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500(資本金により異なる)	適用なし			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
遠野市事業所設置奨励条例	H17.10	○製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、倉庫業、こん包業、教育・学習支援業、学術・開発研究機関、機械器具卸売業 ①新設 投下固定資本総額 1,000 万円以上 新規雇用者数 別表参照 ※投下固定資本総額又は新規雇用者数が適用基準を満たしていれば可 ②増設 投下固定資本総額 1,000 万円以上 新規雇用者数 別表参照 ※投下固定資本総額と新規雇用者数どちらも適用基準を満たす必要あり ③現に存する市内事業所への本社移転 新規雇用者 2人以上 (新規雇用者は市外からの転勤者も可) ※新設・増設に伴う本社移転の場合は、上記①新設・②増設の基準を満たす必要あり	事業所立地奨励金 ○土地、建物、設備等の取得に要する経費、本社移転に要する経費の 20/100 (最大1億 5,000 万円) *企業立地補助金との併用不可 民間施設の貸与 ○民間施設を賃借して工場等を新增設する場合、市が当該施設を賃借し、貸与する ○3年間無償貸与、その後2年間半額貸与 市有施設の貸与 ○市有施設を借用して工場等を新增設する場合、使用料を減額し、貸与する ○3年間全額減免、その後2年間半額減免
遠野市企業立地補助金交付要綱	H19.8	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①新設 固定資産投資額 5,000 万円以上 新規常用雇用者数 製造業 10 人以上(最終 20 人以上) 製造業以外 5人以上 ②増設 固定資産投資額 1億円以上 新規常用雇用者数 10 人以上増加	企業立地補助金 ○土地、建物、設備等の取得に要する経費の 20/100 (最大3億円) *事業所立地奨励金との併用不可

別表 従業員数(新規雇用者数)適用基準

資本金の額	従業員数(新規雇用者数)			
	製造業		その他の業種	
	新設	増設	新設	増設
1,000 万円以下	3人以上	2人以上	1人以上	1人以上
1,000 万円超 1億円以下	4人以上	2人以上	1人以上	1人以上
1億円超 10 億円以下	5人以上	3人以上	2人以上	2人以上
10 億円超	6人以上	4人以上	3人以上	2人以上

03209

岩手県

一関市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【過疎地域自立促進特別措置法】 対象:製造業等 地域:一関市花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎町、藤沢町 要件:工場等新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域未来投資促進法】 対象:製造業等 地域:一関市内全域 要件:新增設 10,000 超(農林漁業及びその関連業種は5,000) ※地域経済牽引事業計画の承認が必要	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 対象:製造業等 地域:一関市内の地方活力向上地域 要件:本社機能の移転・拡充に伴う新增設 3,800 超(中小企業者等 1,900 超) ※認定事業者としての認定が必要	常時雇用従業員 10 人(中小企業者等5人)以上増加	①移転型事業 課税免除 ②拡充型事業 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
一関市企業立地促進資金利子補給補助金交付要綱	H18.4	○岩手県企業立地促進資金の融資を受けた者	利子補給 ○岩手県企業立地促進資金の利率の範囲内 ○期間 3年間
一関市企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H18.4	タイプA ○ソフトウェア業、自然科学研究所、情報処理提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業を営む工場等を新設し、固定資産投資額 1,000 万円以上、また、新規常用雇用者数5人以上であること タイプB ○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所を営む工場等を新設し、固定資産投資額が1億円以上、また、新規雇用者数が 10 名以上であること	補助金 ○固定資産投資額の 1/10 以内 ○2,000 万円を限度 ○固定資産投資額の 1/10 以内(指定する場所は 1.5/10 以内) ○3億円を限度
一関市地域企業経営強化支援事業費補助金交付要綱	H20.4	○市内で製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業を営む中小企業において工場等を増設し、固定資産投資額が製造業は 5,000 万円以上、製造業以外は 1,000 万円以上、また、新規雇用者数が3名以上であること	補助金 ○固定資産投資額の5%以内 ○2,000 万円を限度
一関市立地企	H23.4	○一関市の誘致企業認定基準を満たしている	補助金

業操業支援事業補助金交付要綱		<p>企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一関市と立地協定を締結した企業 ○平成 23 年4月1日以降に市内へ立地を決定した企業 	<p>立地企業が操業する際に行う社員の人材育成事業に要する経費について補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費総額以内の額(各年度の限度額は 100 万円とし、通算限度額 200 万円) ○期間 人材育成に着手した月から2年間 												
一関市生産設備等投資促進補助金交付要綱	H26.4	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を営む工場等の設備を新增設し、対象となる減価償却資産の取得価格が 3,000 万円超であること(製造業以外の場合、増加雇用者 15 人以上) 	<p>補助金</p> <p>対象資産に係る固定資産税相当額を3年間補助</p> <p>※上記に加え「特定区域の支援に係る要件」を満たす場合、補助期間の延長有(固定資産税 1/2 相当額補助)</p>												
一関市IT・ソフトウェア関連企業立地促進事業費補助金交付要綱	R3.4	<p>【補助項目及び補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設置補助(ハード補助) 市内に事業所等を新設するために要した固定資産投資額 ○ソフト補助 <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用創出補助 1年以上継続雇用した新規雇用者に対して支払った給与(市内に住民登録がある者に限る) ・無形固定資産取得補助 無形固定資産取得に要した費用 ・事業所賃借料補助 市内に新設した事業所等の賃借料 ・通信回線使用料補助 市内に新設した事業所の通信回線使用料 ・研修期間補助 事業所等に勤務するものに対して行う人材育成事業に要する経費 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="979 972 1114 1003">○ハード補助</td> <td data-bbox="979 1003 1449 1128">補助対象経費の 1/10 以内の額 2,000 万円を限度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1066 1114 1097">○ソフト補助</td> <td data-bbox="979 1097 1449 1128">総額 5,000 万円を限度(各項目の上限有)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1128 1114 1160">○ハード補助</td> <td data-bbox="979 1160 1449 1223">補助対象経費の 1/10 以内の額 1億円を限度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1223 1114 1254">○ソフト補助</td> <td data-bbox="979 1254 1449 1285">総額 5,000 万円を限度(各項目の上限有)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1285 1114 1317">○ハード補助</td> <td data-bbox="979 1317 1449 1379">補助対象経費の 1/10~1/15 以内の額 3億円を限度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 1379 1114 1411">○ソフト補助</td> <td data-bbox="979 1411 1449 1442">総額1億円を限度(各項目の上限有)</td> </tr> </table>	○ハード補助	補助対象経費の 1/10 以内の額 2,000 万円を限度	○ソフト補助	総額 5,000 万円を限度(各項目の上限有)	○ハード補助	補助対象経費の 1/10 以内の額 1億円を限度	○ソフト補助	総額 5,000 万円を限度(各項目の上限有)	○ハード補助	補助対象経費の 1/10~1/15 以内の額 3億円を限度	○ソフト補助	総額1億円を限度(各項目の上限有)
○ハード補助	補助対象経費の 1/10 以内の額 2,000 万円を限度														
○ソフト補助	総額 5,000 万円を限度(各項目の上限有)														
○ハード補助	補助対象経費の 1/10 以内の額 1億円を限度														
○ソフト補助	総額 5,000 万円を限度(各項目の上限有)														
○ハード補助	補助対象経費の 1/10~1/15 以内の額 3億円を限度														
○ソフト補助	総額1億円を限度(各項目の上限有)														

03210

岩手県

陸前高田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
陸前高田市企業立地奨励条例	S63.3	①固定資産投資額 新設・増設ともに1,500万円以上	立地奨励金 ○固定資産税相当額(5年間)
		①に加えて ②雇用従業員 新設・増設ともに3人以上	雇用奨励金 ○従業員1人につき30万円 (1,500万円限度)
		①に加えて ③金融機関等から借入を行った場合	利子補給金 ○工場設置に要する借入金(3億円限度)の利率のうち3%以内 (3年間)
		(1)津波補助金の採択を受けていない場合 該当地区 ・滝の里工業団地 ・三日市工業団地 ・長部漁港水産加工団地 新設 ・固定資産投資額1,500万円以上で、製造業は雇用10人以上、製造業以外は雇用5人以上 増設 ・固定資産投資額2,000万円以上で、雇用5人以上かつ増設後の常用雇用者が5人以上増加(過去にも交付実績がある場合、新設は交付申請時の常用雇用者数、増設は直近の交付時に増加した常用雇用者数をそれぞれ加えた数以上) (2)津波補助金の採択を受けた場合 該当地区 ・市の区域内	立地促進補助金 ○(1)の場合、固定資産投資額の1/10以内(1億5千万円限度) ○(2)の場合、津波補助金の交付申請額と採択額の差額、事業費の3/10相当額又は3億円のいずれか低い額(3億円限度)

03211

岩手県

釜石市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
釜石市企業立地奨励措置要綱	H26.4	①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上	土地取得補助金 ○土地取得価格の20%以内 (3億円限度)
		②新規雇用従業員 新設・増設 10人以上 (市内に住所を有するもの)	工場等取得補助金 ○建物や機械設備等の取得価格(土地を除く)の20%以内 (3億円限度)
		①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
		②新規雇用従業員 新設・増設 10人以上 (市内に住所を有するもの)	
		○特定区域における産業の活性化に関する条例に基づく補助金の交付を受ける企業が工場等を新設・増設した場合	大型補助金 ○投下固定資本額の20%以内で、県と市が協議のうえ補助額を決定
○特定区域における産業の活性化に関する条例に基づいた特定区域に工場等を新設・増設した場合	奨励金 ○固定資産税相当額を3年間交付し、その後の2年間、固定資産税相当額の1/2の額を交付		
①投下固定資本額(土地を除く) 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上			
②新規雇用従業員 新設・増設 10人以上 (市内に住所を有するもの)			

参考:釜石市HP「企業立地の優遇制度」<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2017030100097/>

03213

岩手県

二戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
特定区域: 県指定 新增設 5,000 (製造業)	増加雇用 5	課税免除及び 不均一課税 (1/2)	固定資産税	5年間 (4年目以降2年間は不均一課税)
地域経済牽引事業促進区域 1億円(農林漁業及びその関連業種 5千万円)	課税免除	固定資産税	3年間	地域経済牽引事業促進区域 1億円(農林漁業及びその関連業種 5千万円)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
二戸市企業立地補助金交付要綱	H8.10	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①投下固定資本額 新設 5,000万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 製造業は、新規常用10人以上 製造業以外は、新規常用5人以上 増設 新規常用10人以上	立地奨励補助金 ○新設又は増設 土地、建物、設備等の取得に要する経費の2/10(最大3億円)
			雇用奨励補助金 ○二戸市に住所を有し、6ヶ月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき5万円以内の額
二戸市起業・立地奨励補助金交付要綱	H16.8	○二戸地区拠点工業団地内に工場等を新設又は増設する場合、土地又は建物を賃貸借する者	貸借料補助金 ○土地又は建物の月額賃料の1/2以内 ○月額5万円限度 ○期間 3年

03214

岩手県

八幡平市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
業種及び資本金の額により取得価額の下限等が変わります。 詳しくは、下記別表をご確認ください。	—	課税免除(市条例の定めるところによる)	固定資産税 家屋:建物およびその附属設備のうち、直接事業の用に供する部分 土地:上記家屋に係る土地(取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限る。) 償却資産:機械及び装置並びに建物およびその附属設備のうち、直接事業の用に供する部分	3年間

別表 適用基準

業 種	資本金の額	取得価額(下限)	備 考
製造業、旅館業(下宿営業を除く)	1億円超	2千万円	新設、増設のみ
	5千万円超 1億円以下	1千万円	新設、増設のみ
	5千万円以下	500万円	
情報サービス業等、農林水産物等販売業	5千万円超	500万円	新設、増設のみ

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八幡平市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H18.3 H18.6 H23.11 H24.4 H26.4 H28.3 H29.8 H30.3 H30.4 一部改正	○製造業、道路貨物運送業、卸売業、ソフトウェア業、倉庫業、こん包業、情報サービス業、学術・開発研究機関 1. 新設 ①固定資産投資額 5,000万円以上 新規雇用者数 5人以上 ②固定資産投資額 2,000万円以上 新規雇用者数 1人以上 2. 増設 ①固定資産投資額 1億円以上 新規雇用者数 10人以上 かつ増設後常用雇用者数 10人以上増加 ②固定資産投資額 2,000万円以上 新規雇用者数 1人以上 かつ増設後常用雇用者数 1人以上増加	補助金 ○固定資産投資額の3/10 (1. ①) ○限度額 3億円 (1. ②) ○限度額 1,500万円 (2. ①) ○限度額 3億円 (2. ②) ○限度額 1,500万円
八幡平市工場等設置奨励条例	H17.9 H19.6 R1.12 一部改正	○市長から指定を受けた工場等 ①新設 ・投下固定資本額 3,000万円以上 ・常用雇用者数 20人以上増加	奨励金 ○固定資産税相当額 第1年度 80/100 第2年度 50/100

	<p>②増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資本額 3,000 万円以上 ・常用雇用者数 10 人以上増加 <p>○特定区域の指定を受けた工場等</p> <p>①新增設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資本額 5,000 万円以上 ・新規常用雇用者数 5人以上 	<p>第3年度 30/100 特定区域の立地奨励金 ○上記の奨励金に加え、その後2 年間は固定資産相当額の 1/2 を交付</p>
--	---	---

03215

岩手県

奥州市

〈立地企業の新增設に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
指定地域	製造業 3,000	0人でも可	課税免除	固定資産税	3年間
	製造業 5,000	5人以上			
	道路貨物運送業、こん包業又は卸売業 3,000	16人以上			
【地域未来投資促進法】 対象:製造業等 区域:市内全域 要件:新增設 10,000 超(農林漁業及びその関連業種は5,000) ※地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けたものであることが必要		—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 区域:市内の地方活力向上地域 要件:本社機能の移転・拡充に伴う新增設 3,800 超(中小企業者等 1,900 超) ※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、県の認定が必要		常時雇用従業員5人(中小企業者等2人)以上増加	課税免除、不均一課税	固定資産税	3年間
【中小企業等経営強化法】 区域:市内全域 対象者:市内中小企業のうち先端設備等導入計画の認定を受けたもの 対象設備: 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格)】 ◆機械装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上)		—	不均一課税(1/2 または 1/3)	固定資産税	3～5年間
【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】 対象:製造業等 地域:市の過疎地域(旧江刺市、旧衣川村) 要件:業種や資本金額等によって要件が異なることから、詳細についてはホームページをご確認ください。 https://www.city.oshu.iwate.jp/index.html			課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
奥州市企業立地促進利子補給規則	H18.2	○岩手県企業立地促進資金の貸付決定を受けた者	利子補給 ○岩手県企業立地促進資金を対象とし貸付利率の割合で計算した額 ○対象資金の限度額 3億円 ○期間 3年

奥州市空き工場賃借料補助金交付要綱	H18.4	①奥州市空き工場等リストに掲載されている空工場等を賃借する ②固定資産投資額 3,000 万円以上かつ新規雇用5人以上(製造業以外の場合は 16 人以上)	賃借料補助金 ○月額賃料の 1/2 以内 ○月額 30 万円限度 ○期間 3年
奥州市企業立地促進補助金交付要綱	H18.2	対象区域に工場等を新設するもの ①製造業 ア 固定資産投資額 5,000 万円以上 イ 新規雇用5人以上	初期投資補助金 ○固定資産投資額の 15%以内 ○1億円を限度
		②製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ア 固定資産投資額1億円以上 イ 新規雇用5人以上(製造業にあつては 10 人以上)	○固定資産投資額の 15%以内 (中小企業基盤整備機構等の公共的団体又は奥州市(以下「分譲主」という)と用地取得契約を締結する場合は 20%以内) ○3億円を限度
		③道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ア 固定資産投資額3千万円以上 イ 新規雇用 16 人以上	ア 新規雇用 16～24 人 ⇒固定資産投資額の 15% イ 新規雇用 25～49 人 ⇒固定資産投資額の 20% ウ 新規雇用 50 人以上 ⇒固定資産投資額の 30% ※ア～ウいずれの場合も上限3千万円
		④分譲主と用地取得契約を締結するもの 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 (①～②に該当するものを除く)	○用地取得費の 15% ○1億円を限度

※各種制度の詳細については、奥州市企業支援ポータル(以下 URL)よりご確認ください。

<https://www.city.oshu.iwate.jp/site/kigyoushien/list133.html>

03216

岩手県

滝沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
上覧のうち 製造業 5,000 (不均一課税は平成28年3月31日まで時限措置)	新設 5 増設 5	課税免除	固定資産税	3年間
上覧のうち 製造業 5,000 (不均一課税は平成28年3月31日まで時限措置)	新設 5 増設 5	課税免除	固定資産税	3年間
上覧のうち 製造業 5,000 (不均一課税は平成28年3月31日まで時限措置)	新設 5 増設 5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
滝沢市工場等設置 奨励条例	H 7.4 H13.2 H17.4 H18.4 H20.1 H23.4 H26.1 一部改正	①投下固定資産額 新設 5,000 万円以上 増設 2,500 万円以上 ②雇用従業員(市内居住新規雇用者) 新設 6人以上 増設 3人以上	雇用奨励金 ○操業後1年以上雇用され6か月以上 市内に住居を有する者(市内居住新規 雇用者)1人につき 新設 10 万円 増設 5万円 限度額 2,000 万円
		①投下固定資産額 2,000 万円以上 ②雇用従業員(常時雇用) 新設 6人以上 増設 3人以上	利子補給 ○用地取得造成に要する借入金(2億 円限度)の利率のうち2.5%以内 期間 3年間
滝沢市企業立地補 助金交付要綱	H 9.12 H17.4 H18.4 H18.10 H19.4 H20.1 H20.4 H26-1 H28.4 H29.11 H30.4 R2.7 一部改正 H18.4 H22.4 一部改正	○盛岡西リサーチパークに特定 16 業種の工 場又は事業所を新設又は増設する個人及び 法人 ①新設 ・固定資産投資額 5,000 万円以上 ・新規雇用従業員 5人以上 ②増設 ・投下固定資産 1億円以上 ・新規雇用従業員 10 人以上	補助金 ・用地取得・造成 ・構築物の建設 ・機械、設備の取得 ○補助額は上記経費の20/100に相当 する額以内 ※地方活力向上地域等特定業務整 備計画の認定を受けている場合は製 造業も対象。補助額は30/100に相当 する額以内 ○限度額 3億円
		○盛岡西リサーチパークに製造業の工場等を 新設又は増設する個人及び法人 ①新設 固定資産投資額及び新規雇用者 (1)1億円以上10人以上であり、かつ、最終 計画が20人以上であること。 ※地方活力向上地域等特定業務整備計 画の認定を受けている場合は5,000万円以上 5人以上	補助金 ・用地取得・造成 ・構築物の建設、 ・機械、設備の取得 ①新設の場合 補助額は上記経費の10/100に相当 する額以内 ○限度額 3億円 ②増設の場合

		<p>②増設 固定資産投資額及び新規雇用者 1億円以上10人以上であり、かつ増設後の 常用雇用者の数が10人以上増加すること。</p>	<p>補助額は上記経費の7/100に相当 する額以内 ○限度額 1億5,000万円 ※地方活力向上地域等特定業務整 備計画の認定を受けている場合は 10/100に相当する額以内で限度額は 3億円</p>
		<p>○都市計画系法工業地域、農工団地等(盛 岡西リサーチパークを除く)に製造業、ソフ トウェア業、自然科学研究所等を新設する個 人及び法人 ①新設 固定資産投資額及び新規雇用者 1億円以上10人以上であり、かつ、最終計 画が20人以上、製造業以外にあつては5人 以上であること。 ②増設 ※地方活力向上地域等特定業務整備計画 の認定を受けていることが要件 固定資産投資額及び新規雇用者 1億円以上10人以上であり、かつ増設後の 常用雇用者の数が10人以上増加すること。</p>	<p>補助金 ①新設の場合 上記経費の10/100に相当する額以 内 ※地方活力向上地域等特定業務整 備計画の認定を受けている場合は 20/100に相当する額以内 ○限度額 3億円 ②増設の場合 上記経費の10/100に相当する額以 内 ○限度額 3億円</p>

03301

岩手県

雫石町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
雫石町工場等設置 奨励条例	H17.3	○新增設 投下固定資本額 2,000 万円以上 新設 従業員 5 人以上 増設 従業員 3 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 新設 3年間 増設 2年間
雫石町企業立地促 進奨励事業費補助 金交付要綱	R4.3	町内に工場等を新設するもので、次のすべて に該当するもの ①該当区域 (1) 工場適地 (2) 農村産業団地 (3) 工業系用途地域 (4) 工業団地 (5) (1)から(4)までに掲げる場所のほか、町 長が認める場所 ②対象業種 (1) 製造業 (2) ソフトウェア業 (3) 自然科学研究所 ③固定資産投資額 1億円以上	補助金 ○新規雇用者5人以上 ○補助対象経費の 1/10 ○上限1億円 補助金 ○新規雇用者 10 人以上 ○県企業立地促進奨励事業費補助金 交付要綱に掲げる要件を満たし、適当 と認められるもの。 ○補助対象経費の 1/10 ○上限3億円

03302

岩手県

葛巻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する町計画区域内で振興すべき業種の用に供する設備の取得等 ※資本金 5,000 万円超の法人は新設・増設に限る	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
葛巻町企業立地促進条例	H15.12	①新設 1) 固定資産投資額 2,500 万円以上かつ新規雇用者 10 人以上 2) 固定資産投資額 5,000 万円以上で新規雇用者数 10 人以上かつ最終雇用計画 30 人以上 ②増設 1) 固定資産投資額 2,500 万円以上で、新規雇用者数が 10 人以上かつ雇用者数 10 人以上増 2) 固定資産投資額 1 億円以上で、新規雇用者数 10 人以上かつ増設後の雇用者数が 10 人以上増加	立地奨励補助金 ①新設 土地の取得、構築物等の建設等に要する経費の 10 分の2に相当する額以内の額。ただし、要件 1) の場合は 2,500 万円を、同欄 2) の場合は 5,000 万円を限度。 ②増設 土地の取得、構築物等の建設等に要する経費の 10 分の2に相当する額以内の額。ただし、要件 1) の場合は 2,500 万円を、同欄 2) の場合は 5,000 万円を限度。

03303

岩手県

岩手町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000	新設 6 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
県条例に基づく特定区域 新增設 5,000	5	課税免除及び 不均一課税	固定資産税	1～3年目 100% 4～5年目 50%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩手町工場等設置 奨励条例	H19.6	①投下固定資産及び土地の総額 2,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 12 人以上 増設 6人以上 (町内居住新規雇用者)	雇用奨励金 ○操業後1年以上雇用され、6ヶ月以上町内に住所を有する者(町内居住新規雇用者)1人につき年2万円 ・期間 2カ年 ・限度額 各年 250 万円
		①投下固定資産及び土地取得価格 2,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 12 人以上 増設 6人以上 (新規雇用者)	利子補給金 ○当該土地取得に係る借入金残高により生じた利子に対し年利 1/2 の額 ・借入金残高 限度額 2億円 ・補給額 各年 500 万円限度 ・期間 3年
岩手町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H29.4	岩手町に工場等を新設又は増設するもので、次のすべてに該当するもの ①該当区域 (1) 工場適地 (2) 農村産業団地 (3) 工業系用途地域 (4) 工業団地 (5) (1)から(4)までに掲げる場所のほか、町長が認める場所 ②対象業種 (1) 製造業 (2) ソフトウェア業 (3) 自然科学研究所 ③固定資産投資額 (1) 新設 5,000 万以上 (2) 増設 1億円以上 ④新規雇用者 (1) 新設 5人以上 (2) 増設 10 人以上かつ増設後の常用雇用者数 10 人以上増加	補助金 ○新設・増設に要する固定資産投資額の 3/10 に相当する額以内の額 ○限度額 3億円

03321

岩手県

紫波町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
紫波町企業立地奨励条例	S35.5 H21.3 改正	投下固定資本額 新增設 2,400 万円以上 ② 雇用従業員 新設 15 人 増設 5人	事業所立地奨励金 ○固定資産税相当額を基準として3箇年度(増設2箇年度) ○特定区域に指定している地域の場合は、固定資産税額を基準として3箇年度並びに3箇年度に続く2箇年度の間については、各年度ごとに課される固定資産税額の 1/2
			雇用奨励金 ○1年以上雇用され、町内に住所を有する者1人につき5万円(500万円限度) ○期間 2年
			利子補給 ○用地取得、造成に要する借入金(1億5,000万円限度)の残高の2.5%以内 ○期間 5年

03322

岩手県

矢巾町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新增設	2,000	新設 増設	10 5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
矢巾町企業立地奨励条例	H31.4.1 R4.7 一部改正	○製造業、発電所、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業 ①投下固定資産額 新增設 2,000 万円以上 (ただし、事業所における情報サービス業については 1,000 万円以上) ②雇用従業員 新設 10 人以上 増設 5人以上 (ただし、情報サービス業については新規、5人以上)	雇用奨励金 ○操業開始後1年以上雇用され、町内に住所を有する者1人につき年5万円(各年 250 万円限度) ○期間 2年
			利子補給 ○用地取得、造成に要した借入金利率の1/2に借入金残高(2億円限度)を乗じた額(各年 500 万円限度) ○期間 3年
矢巾町企業立地促進補助金交付要綱	H17.3 (H28.3.29 一部改正)	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①固定資産投資額 新設1億円以上 ②新規常用雇用者 ・製造業 10人以上 (最終計画 20人以上) ・製造業以外 5人以上 ③新設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策が取られている。	固定資産投資額補助金 工場の新設に要した経費の一部を補助するもの ○投資額総額の1/10に相当する額以内 ○3億円を限度
			上水道使用料補助金 ○年間使用量 36,000 m ³ 以上使用した場合に一部を補助するもの ○1m ³ 当たり 50 円を乗じた額 ○期間 3年

03366

岩手県

西和賀町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西和賀町工場及び 観光宿泊施設設置 奨励条例	H19.4	①新設 投下固定資本額 500 万円以上 従業員 5人以上 ②増設 投下固定資本額 300 万円以上増加 従業員 3人以上増員	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
西和賀町企業誘致 促進条例	H22.6	・町で定める特定事業を営む者 ・事業所を建設、取得する者 ・最初に賦課された固定資産税の課税標準 額が1億円以上	助成金(固定資産税相当額を3年間)

03381

岩手県

金ケ崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(物流・研究開発事業) 3,000	1人以上	課税免除	固定資産税 (建物及びその附属設備、構築物)	5年間
新增設(製造業) 5,000	2人以上			
新增設(地域未来投資促進法に基づき岩手県の承認を受けた事業) 10,000	1人以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
金ケ崎町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H24.4	○町長が指定した地域で、製造業・ソフトウェア業・自然科学研究所のいずれかの事業を営むこと。 ①新設の場合 固定資産投資額1億円以上 常用雇用者5人以上 ②増設の場合 固定資産投資額1億円以上 常用雇用者10人以上	固定資産投資額と常用雇用者数に応じて、新設3億円、増設1億5千万円を上限に補助金を交付
金ケ崎町工場設置奨励条例の特例に関する条例	H2.2	○岩手県企業立地促進資金の貸付決定を受けた者のうち ①岩手中部(金ケ崎)工業団地 支払利息の額の範囲内 ②森合工業団地及び北部地区流通業務団地 支払利息の額の1/2の額の範囲内	岩手県企業立地促進資金の融資(上限3億円、期間3年)に係る利子補給

03402

岩手県

平泉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	3,000	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平泉町企業奨励 条例	H8.9	①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ②常時雇用従業員数 新增設 10 人以上	利子補給 ○対象借入資金 2,000 万円～2億円 ○利子補給率 1.5% ○利子補給期間 3年
平泉町企業立地 促進奨励事業費 補助金	H28.6	○対象業種 ①製造業 ②ソフトウェア業、自然科学研究所 ③道路運送貨物業、倉庫業、梱包 業、卸売業、その他 ○補助要件 ・新規常用雇用 上記①の業種 10 人以上 ②③の業種 5人以上 ・固定資産投資額 上記①②の業種 1億円以上 ③の業種 1千万円以上	○補助対象経費(固定資産投資額) (1)用地取得費及び造成工費 (2)構築物等の建設費 (3)機械・設備等償却資産の取得費 ○補助率 (1)高田前工業団地の①②の業種 15% (2)高田前工業団地以外の①②の業種 10% (3)高田前工業団地以外の③の業種 15% ○補助限度額 (1)①②の業種 1工場等当たり3億円 (2)③の業種 1工場等当たり3千万円

03441

岩手県

住田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
住田町雇用促進条例	S61.3	<ul style="list-style-type: none">・町が誘致企業と認定した会社又は個人若しくは団体・町内に住所を有する従業員5人以上雇用し、かつ1年以上企業を営むもの。	<ul style="list-style-type: none">○企業設置奨励金・投下固定資産に対し、固定資産税相当額の範囲内の額(3年間)○雇用促進奨励金・新たに雇用された従業者1人につき10万円(1,000万円を限度、3年間)

03461

岩手県

大槌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000	新增設 5	課税免除 不均一課税 (1/2)	固定資産税 固定資産税	3年間 課税免除後2 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

補助金名	施行期日	対象者の要件	内 容
大槌町企業立地奨励条例	H18.9	①投下固定資産総額 新增設 2,000 万円以上 ②新規雇用者 新增設 5人以上	雇用奨励金 ○町内に住所を有し、1年以上引き続き雇用された者1人につき年 10 万円(1,000 万円限度) ○期間 2年
大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金	R4.8.1	施設整備費(投下固定資産投資額)が 5,000 万円以上であること。	①農業(施設園芸及び植物工場)、水産業(水産養殖業)(上限 2 億円) ②大槌町の特産品を生産する製造業(食品製造・食品加工)(上限 2 億円) ③製造業、ソフトウェア(上限 1 億 5 千万円)
おおちゃん融資制度 https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/374376.html	H28	町内に住所を有する個人または本店を有する法人	取扱金融機関から受けた岩手県制度融資に対して、町が利子の一部又は全額、保証料の全額を支援

03482

岩手県

山田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	2,000	課税免除 又は減額	固定資産税	5年間 (1～3年目課税免除、 4年目 80%減額、 5年目 50%減額)
増設	1,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山田町工場 誘致条例	S60.6 H19.4 一部改正	①投下固定資本額 新設 2,000 万円以上 増設 1,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 5人以上 増設 3人以上	利子補給 ○建物、機械、装置並びに工場敷地の取得及び 造成に要する借入金(2億円限度)に規則で定める 利率(岩手県企業立地促進資金の貸付利率)又は 借入利率のいずれか低い利率以内の額 ○期間 3年
山田町企業 立地補助金 交付要綱	H19.2 H27.6 一部改正	①固定資産投資額(土地、家屋及び償却 資産の取得等に要する経費) 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用 10 人以上 (操業後5年以内の最終 20 人以上) 増設 新規常用 10 人以上 (増設後に 10 人以上の増加)	企業立地補助金 ○固定資産投資額の 20/100 以内 (1億円限度) ※H27 からの特例 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創 出企業立地補助金の事業採択を受けていることが 条件。 ○土地、建物、機械設備等取得費の 30/100 以内 (ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれか低い額が限 度。(ア)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業 立地補助金の交付申請額と採択を受けた額の差 額に相当する額、(イ)補助対象経費の 30/100 以内 の額、(ウ)1億5千万円)

03483

岩手県

岩泉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩泉町企業立地奨励条例	H1.3	①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 1,000 万円以上	利子補給 ○工場設置に要する借入金(2億円限度)の利率のうち 3.0%以内 ○期間 3年
		②雇用従業員 新設 5人 増設 3人	雇用奨励金 ○町内に住所を有し、1年以上雇用された者1人につき 30 万円 ○交付限度額 新設 2,000 万円 増設 2,000 万円 ○期間 3年
岩泉町企業立地補助金交付要綱	H8.10	(1)補助対象額の 20/100(岩手県の定める企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第1に規定する認定企業)	企業立地補助金 (1)取得費、造成費等の 20/100 (3億円限度)
		①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用5人(最終 20 人) 増設 新規常用5人	(2)取得費、造成費等の 10/100 (1億円限度)
岩泉町企業立地奨励条例	H1.3	○県条例に基づく特定区域 新設 投下固定資本額 3,000 万円以上、 従業員5人以上 増設 投下固定資本額 1,000 万円以上、 従業員3人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(5年間) 3年目以降2年間は 1/2 補助

03484

岩手県

田野畑村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田野畑村企業立地 補助金交付要綱	H22.1	①投下固定資本額 新設 5千万円 ②雇用従業員 新規常用 10人(最終20人)	用地取得補助金 ○取得費、造成費等の20/100 (4千万円限度)

03485

岩手県

普代村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	500	課税免除	固定資産税	3年間
増設	300			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
普代村企業立地補助金交付要綱	H21.7	○工場等の新設に伴う固定資産投資額が5,000万円以上 新規雇用者10人以上 (非製造業5人以上) ○工場の増設に伴う固定資産投資額が1億円以上 増設に伴う新規雇用者10人以上	○立地奨励補助金 当該補助対象経費の2/10に相当する額以内 (限度額5,000万円) ○雇用奨励補助金 普代村に住所を有し、6箇月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき5万円以内の額。ただし、500万円を限度とする
広域連携雇用促進補助金交付要綱	H21.7	同上	○広域連携雇用促進補助金 当該市町村の住所を有する者が、他の市町村の区域内の認定企業に、操業開始の日から6箇月以上雇用されている新規常用雇用者の1人につき5万円以内の額とし、当該市町村が交付 ※広域連携市町村： 久慈市、洋野町、野田村、普代村
普代村中小企業振興資金融資要綱	H21.3	○村内において、原則として1年以上引き続き同一事業を営む者 ○納期の到来した村税を完納している者	指定する金融機関に融資枠を設定し、村内に居住する中小企業者に事業資金の融資を岩手県使用保証協会の信用保証を付して行い、事業運営上必要な運転資金及び設備資金とする。 ・融資限度額 1企業者に対して1,000万円 ・融資期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
普代村中小企業振興資金保証料補給要綱	H21.3	普代村中小企業振興資金融資要綱に基づく融資を受けた者	・保証料補給額は保証料相当額とする。 ・融資を受けた者が債務の履行を遅延した場合の延滞保証料は補給しない。
普代村中小企業振興資金利子補給要綱	H21.3	同上	毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間における融資に係る資金につき算出した融資平均残高に対し、年1.0%以内の割合で計算した額とする。

03501

岩手県

軽米町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(町内全域) 新增設 2,700超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
軽米町企業立地促進 奨励事業費補助金交 付要綱	H17.3	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①新設 固定資産投資額 5,000 万円以上で新規雇 用者 10 人(最終 20 人)以上(非製造業にあつては5 人以上) ②増設 固定資産投資額1億円以上で新規雇 用者 10 人以上(H31.3.31 までに町長の認定を受けた企 業に限る)	立地促進奨励補助金 ○補助対象経費の 2/10 に相 当する額(3億円を限度)①工 場等の用地の取得及び造成に 要する経費 ②構築物等の建設及び取得に 要する経費 ③機械、設備等償却資産の取 得に要する経費
工場設置奨励条例	S42.3	○工場の新設又は拡充(物品の製造、加工、修理施 設) ①新設 資本金 500 万円超 従業員 25 人超 ②拡充 投下固定資本額 500 万円超 従業員 35 人超	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
軽米町新規求職者等 地域雇用促進奨励金 交付要綱	H25.4	○支給対象者 ①新規求職者等を常用雇 用者として1年以上雇用し た事業主 ②町内において事務所若 しくは店舗又は工場を有 し、現に事業を営む者 ○新規求職者等 ①町内に住所を有する 40 歳以下の者 ②期間の定めのない労働 者又は1年以上の雇用が 見込まれ、かつ、1週間 の所定労働時間が30時間 以上の労働者として雇用 された者	奨励金 ○1人当たり(3年間で) 1,020,000 円 ・1年目 612,000 円 ・2年目 240,000 円 ・3年目 168,000 円

03503

岩手県

野田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	5年間
増設	500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
野田村企業立地補助金交付要綱	H9.2	①投下固定資本額 新增設 500 万円以上 ②雇用従業員 村の区域内に住所を有する新規常用雇用者 5人以上 (増設2人以上)	立地奨励補助金 ○取得費、造成費等の 2/10 (新規 5,000 万円限度) (増設 2,000 万円限度)
			雇用奨励補助金 ○野田村に住所を有し、6箇月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき、5万円以内の額 (500 万円限度)
起業・立地奨励補助金交付要綱	H24.9	①賃借による工場等新設・増設 ②雇用従業員 新規常用 5人以上 (増設2人以上)	起業・立地奨励補助金 ○賃借料の 1/2、24 箇月(特別に認めた場合 36 箇月) (月額5万円限度)
広域連携雇用促進補助金	H21.8	久慈広域市町村において企業の立地の促進に係る補助金交付するため認定した企業	補助金 ○6か月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき5万円以内の額を出身市町村が補助

03506

岩手県

九戸村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	3,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	2,400			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
九戸村企業立地補助金交付要綱	H9.2	①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用 10 人(製造業以外5人)以上 増設(補助金受領実績がないとき) 新規常用 10 人 増設後 10 人以上	補助金 ○取得費、造成費等の 3/10 (3億円限度)
九戸村工場設置奨励条例	H20.3	投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 2,400 万円以上	利子補給 ○新設、増設、当該土地取得、造成に係る借入金残高により生じた利子に対し年利 1/2 の額 ・借入金残高 限度額 2億円 ・補給額 200 万円限度 ・期間 1年
		①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 2,400 万円以上 ②雇用従業員 新設新規常用 20 人以上 増設新規常用 5人以上	雇用奨励金 ○1年以上雇用された者1人につき 年額 12 万円 (300 万円限度、1年限り)

03507

岩手県

洋野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
洋野町企業立地補助金交付要綱	H18.1 (R4.3 改正)	①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上	立地奨励補助金 ○用地・構築物等の取得費の 1.5/10～3/10 (限度額 3億円)
		②雇用従業員 新設 5人以上 増設 10人以上	雇用奨励補助金 ○町内に住所を有し、6箇月以上雇用された者1人につき5万円以内の額 (限度額 1,000 万円)
洋野町広域連携雇用促進補助金交付要綱	H21.8	久慈広域市村(久慈市、普代村、野田村)において、企業の立地の促進に係る補助金を交付するため認定した企業	洋野町に住所を有し、久慈広域市村の区域内の認定企業に、操業の日から6箇月以上雇用された者1人につき5万円以内の額

03524

岩手県

一戸町

〈補助金の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
一戸町産業力強化促進補助金交付要綱 対象経費が1,000万円以上 新規雇用者数が3人以上		補助対象経費の3分の1以上 (上限1,000万円)	製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 町内に工場、事業所を有する中小企業者	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
一戸町工場等設置奨励条例	S62.9	①投下固定資本額 新設 3,000万円以上 増設 3,000万円以上 ②雇用従業員 新設 10人以上 増設 5人以上	利子補給 ○工場設置に要する借入金(1億5,000万円限度)の利率のうち2.5%以内 ○3年間
一戸町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H29.10	①投下固定資本額 新設・増設 5,000万円以上 ②雇用従業員 ○新設 5,000万円以上の場合、新規常用3人以上 1億円以上の場合、新規常用5人以上 ○増設 5,000万円以上の場合、新規常用3人以上 1億円以上の場合、新規常用5人以上 補助金の交付を受けた実績のある工場の増設は、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後における常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する数に次の数を加えた数以上であること (ア)新設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合:当該補助金の交付に係る新規雇用者の数 (イ)増設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合:直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数	補助金 ○取得費、造成費等の3/10 ○3億円限度
一戸町工場等設置奨励条例	S62.9	①投下固定資本額 新設 3,000万円以上 増設 3,000万円以上 ②雇用従業員 新設 10人以上 増設 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 ○3年間
一戸町中小企業振興資金融資要綱	H25.7	①町内で原則1年以上事業を営む者 ②岩手県信用保証協会の保証対象業種を営む者	融資 ○1,000万円限度 ○融資利率 融資期間により2.7%又は2.9% ○期間 ①運転資金 7年以内 ②設備資金 10年以内 ○保証料補給 一部利子補給あり
一戸町企業支援事業費補助	R3.5.24	町内に事務所、店舗又は工場を有する者ただし、第3セクターを及び一戸町公の施設に係る指定管	補助金 ○補助事業

金		理者を除く。	①就職関連イベント等出展費の補助 ②企業PRの取組に対する補助 ③旅費の補助 ④求人サイト及び求人誌の掲載費用の補助 ⑤研修費用の補助 ○補助率 ①～②:2/3、③～⑤:1/2 ○補助金額 上限30万円
---	--	--------	---